

平成30年度第1回市川市交通対策審議会会議録（詳細）

1. 日時 平成30年7月10日（火）14時30分～16時00分

2. 場所 市川南仮設庁舎1階 会議室

3. 出席者

委員：高田会長、西原副会長、青山委員、大場委員、ほそだ委員、増田委員、鈴木雅斗委員、松丸委員、鈴木茂委員、松本委員、三部委員、中山委員、早川委員、加藤委員、木嶋委員、長島委員、河野委員、湯浅委員、羽石委員

市川市：横地道路交通部長、米崎道路交通部次長、磯部交通計画課長 ほか

4. 次第

(1)辞令交付式

(2)開会

(3)会長、副会長の選任について

(4)駐輪場使用料の見直しについて

(5)北千葉道路について（報告）

(6)地方版図柄入りナンバープレートについて（報告）

(7)その他

(8)閉会

5. 配布資料

(1)平成30年度第1回市川市交通対策審議会 席次表

(2)市川市交通対策審議会委員名簿

(3)市川市交通対策審議会条例

(4)資料4 市営駐輪場の収支状況及び使用料の減収額

(5)資料5 北千葉道路 環境アセスメント・都市計画の手続き着手について

(6)資料6 つけて走って広げよう、地域の魅力！

(磯部課長)

大変お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、出席いただきまして誠にありがとうございます。今年度は、当審議会委員改選の年でございますので、市川市交通対策審議会委員の委嘱状を村越市長よりお渡しいたします。

市議会から選出の、青山ひろかず様、大場論(さとし)様、ほそだ伸一(しんいち)様、増田好秀(よしひで)様、田中幸太郎(こうたろう)様、鈴木雅斗(まさと)様には、すでに委嘱状が交付されております。お名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただき、お受け取りいただきたいと思っております。市長よろしくお願いたします。

まず、学識経験者として、西原相五(そうご)様、高田邦道(くにみち)様。次に、市民代表として、松丸陽輔(ようすけ)様、鈴木茂(しげる)様、松本利美(としみ)様、三部ミヨ子様、中山忠三(ちゅうぞう)様、次に、関係機関の代表として、早川和利(かずとし)様、加藤浩一(こういち)様、木嶋譲(ゆずる)様、長島博之(ひろゆき)様、河野勝(まさる)様、湯浅浩一(ひろかず)様、羽石聡(さとし)様。それでは、審議会の開催に先立ちまして、市長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いたします。

【市長あいさつ】

(磯部課長)

ありがとうございました。

申し訳ございませんが、市長は、このあと別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(磯部課長)

それでは、ただいまから平成 30 年度第 1 回市川市交通対策審議会を開催いたします。私は、進行を務めさせていただきます交通計画課長の磯部でございます。なお、本日、田中幸太郎様、金子正(ただし)様、木津和久(かずひさ)様からは、欠席とのご連絡をいただいております。本日の審議会の出席委員は 19 名、欠席の委員は 3 名です。市川市交通対策審議会条例 第 6 条第 2 項に規定する定足数(半数以上の出席)を満たしておりますので、本審議会は成立することをご報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、「会議次第」「席次表」「委員名簿」、「市川市交通対策審議会条例」がセットになったものです。次に

- ・資料 4 市営駐輪場の収支状況及び使用料の減収額
- ・参考資料として

平成 30 年度 市営駐輪場案内図・使用料金表

- ・資料 5 - 1

北千葉道路 環境アセスメント・都市計画の手続き着手について

・資料 5 - 2

北千葉道路だより

・資料 5 - 3

一般国道 464 号 北千葉道路 計画段階環境配慮書(要約版)

・資料 5 - 4

一般国道 464 号 北千葉道路 構想段階評価書(要約版)

・資料 6

つけて走って広げよう、地域の魅力！

以上でございます。

資料の過不足はありませんでしょうか？ よろしいでしょうか？

続きまして、今回は、新任の委員の方が多ことから、自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、行徳警察署交通課 羽石課長から順番に所属とお名前をご発言いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【自己紹介】

(磯部課長)

本審議会条例では、会長が議長を務めることとしていますが、会長が選出されるまで、道路交通部の米崎次長にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【異義なしの声】

(磯部課長)

それでは、米崎次長、仮議長をお願いします。
前の席に移動をお願いします。

(米崎次長)

道路交通部次長の米崎です。会長が選出されるまで、仮議長を務めさせていただきます。本日の審議会の傍聴について、事務局報告をお願いします。

(磯部課長)

本日の交通対策審議会は、傍聴者がいないことを、ご報告いたします。

(米崎次長)

それでは、会議次第に従いまして、3. の会長及び副会長の選出をお願いします。はじめに、会長の選出についてですが、市川市交通対策審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会長は委員

の中から互選するとなっておりますが、どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか？

(木嶋委員)

会長には、前会長であり学識経験者で、交通分野の専門家である高田委員に引き続き、お願いしたいと思います。

(米崎次長)

ただいま、会長には、高田委員とのご意見がございましたが、他にご意見はございませんか。

【意見なし】

(米崎次長)

ご意見がないようですので、お諮りいたします。
審議会として高田委員を会長に選任することとしてよろしいでしょうか。

【異義なしの声】

(米崎次長)

高田委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

(高田委員)

はい。

(米崎次長)

それでは、高田委員、こちらの会長席にお出でいただけます。とともに、一言ご挨拶をお願いいたします。私は、これで、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(高田会長)

ただいま会長に選んでいただきました、高田でございます。ごあいさつをさせていただきます。今、世界中でモータリゼーションの地殻変動を起こしてしまっていて、1つはEV革命。電気自動車です。私は、1992年に日本ではじめての地球環境会議の交通部門に参加しまして、プログラムとしてはまだ残っていますが情勢が変わりました。主導権がフランスに移っています。フランスは電気を原発で賄っており、CO2がゼロになっています。当時から電気自動車の無料の充電施設が路上にありました。アメリカのカリフォルニアも同調しまして、電源はほとんど原発になり、日本の東芝から買いました。

日本もハイブリッド技術はいいのですが、日本だけで使われると経済的に上手くない。反対に

自動車の自動化がありまして、そのためには道路管理と交通管理をうまく機能させないといけない。欧米では道路管理と交通管理が一緒になっているのですが、日本では交通管理が警察、道路管理が国土交通省から自治体になっています。自動運転の競争に勝つためにはどうすればいいか課題があります。それから、歩行者と自転車をどう扱うかが重要となってきています。

私は先月にカナダのトロントとニューヨークまで何人かの技術者を引き連れていきましたが、今は自転車と歩行者の政策に転換しています。市川は道路が広くないので気づきにくいのですが、欧米では交差点を歩行者が渡りやすいようにコンパクトに狭くしています。前から提案していましたが、中々採用していただけませんでした。何が良いかといいますと、歩行者は直線で歩け、交差点の中が狭いので速度が落ちるので、事故が起きたとしても重傷化しにくい効果があります。

今まで何故交差点が広がったかといいますと、左折車で後続が進めなくなってしまうので、1台分だけでもポケットを作って直進をさせていました。自動車優先の政策だったのですが、このような問題を1つ1つ解いていかなければならないと思います。やはり自治体で動き出さないと難しいのではないかと思います。是非、審議会でそのようなことが考えられればいいのかと思います。中々そのような議論まで行き着かないので、これから任期の2年間でできればいいと思います。自転車を止める場所の議論はありますが、どこを走らせるかの議論まで中々いきません。

この後でできますが、昨年と一昨年に議論しました市営駐輪場の経営も、上手くいければと思います。それから、市長さんのお話にあったように市川市は外環道ができましたが、市内の交通が大きく様変わりしたと思います。きちんと把握して、どう対応するかが必要だと思います。

それに加えて高齢者の問題もあり、自動車交通は曲がり角を迎えています。それを支えるのが公共交通です。日本は非常に整備されていますが、それをどのようにドッキングするかまだまだ議論の余地があると思います。長くなりましたが、ご協力のほどお願いします。

それでは副会長の指名ですが、前回からしていただいた西原さんに副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは西原さんお願いします。

(西原副会長)

副会長に選任させていただきました西原です。自己紹介しました交通調査コンサルタントについてですが、例えば先ほど話された外環が開通したわけですが、そういった道路の事前・事後の調査をして、事業の効果があつたのか調査や解析を行っています。

大学では交通現象解析といまして、交通の基本になる問題を現場から現象を解析することによって問題を提起して、その解決案を見出していく、というようなことを講義で行っています。

審議会の副会長に選任していただきましたので、高田会長と共に円滑な議事に努めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(高田会長)

ありがとうございました。よろしくお願いします。

それでは次第に従って進めたいと思います。最初は駐輪場使用料の見直しについて、事務局から説

明をよろしく申し上げます。まず最初は駐輪場使用料の見直しについてということで小泉主幹お願いします。

4. 駐輪場使用料の見直しについて（報告）

（小泉主幹）

交通計画課の小泉と申します。私から、次第4「駐輪場使用料の見直し」についてご説明いたします。

まずは、全ての駐輪場使用料を有料化するまでの経緯について、概要を説明いたします。平成5年に、市川駅や本八幡駅、行徳駅など5つの駅周辺に放置禁止区域を設定するとともに、駐輪場の整備を進めました。この駐輪場の整備費用をまかなうために、一律月1,000円の利用手数料をいただくこととしました。

そして、平成15年4月に、市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例、以下、条例といいます、を施行し、駐輪場を公の施設に位置づけると同時に、各駐輪場を立地条件などの利便性を考慮して、4種類に分類し、それぞれの使用料を月2,160円、1,620円、1,080円、無料の4区分に改定しました。

その後、南行徳駅周辺に歩道を利用した機械ラック式の自転車置場を設置したり、時間制の利用料金や、利用1回につき100円をいただく一回使用料金を導入してきました。そして、平成27年6月に、本審議会に対し、「受益者負担の適正化とサービスに応じた使用料について」諮問をさせていただき、7月に、市民サービスの公平性の観点から、①無料駐輪場の有料化を図ること ②使用料の見直しによる収支の均衡を図ること ③無料駐輪場の有料化に当たっては、利用料金に応じた管理、施設の改善を施すこと、この3点を検討するように答申をいただきましたので、平成27年9月に、条例を改正し、使用料を月2,210円、1,720円、1,400円、1,080円、700円の5区分に改定し、平成28年4月から施行しているところです。

次に、使用料の見直しについて、説明いたします。おそれいりますが、お手元のA4横の資料4「市営駐輪場の収支状況及び使用料の減収額」の表1をご覧ください。

平成25年度から平成30年度までの各年度における使用料収入と駐輪場の維持管理に要する費用を比べた行政コスト計算です。平成25年度から平成27年度までの3年間は、毎年、費用が使用料収入を約1億円上回っておりましたので、その費用をまかなうために、一般財源である市税を充てておりましたが、すべての駐輪場を有料化した平成28年度については、逆に使用料収入が費用を約4千2百万円上回りました。そこで、平成27年7月の答申におきまして、「使用料の見直しによる収支の均衡を図ること」を検討することとされていたため、平成31年度からの実施予定として、使用料の見直しを検討することとしたものです。

そこで、平成30年度、これは当初予算ベースの数字ですが、こちらをご覧ください。なお、平成31年度からの使用料の見直しに当たって、平成30年度の数字を使う理由ですが、これは、平成31年4月から利用する方の使用料の大部分が2月から3月にかけて納付されることから、会計上、

平成 30 年度の歳入となるため、平成 31 年度の料金改定の影響が平成 30 年度に現れると考えたためです。

平成 30 年度については、行徳第 1 駐輪場の 2 階の床の防水工事を予定しており、その費用として、2 千 8 百万円を計上していることから、費用額が例年よりも多くなっておりますが、それでも使用料収入が費用を約 1 千 6 百万円上回っております。そこで、この約 1 千 6 百万円を使用料引下げの原資と考えました。なお、引下げの対象ですが、1 階や 2 階などの階層がある市川第 1 や八幡第 1、行徳第 1 など 13ヶ所の駐輪場の 2 階又は、市川第 4 駐輪場は 3 階も含めて、これら上層階の使用料を 1 階に比べて安くすることを想定しております。その理由は、やはり 2 階又は 3 階は、1 階に比べて利便性が悪いいため、料金に差をつけるべきと考えたためです。

それでは、同じ資料 4 の表 2 をご覧ください。使用料を月 200 円から 500 円まで、100 円刻みで減額した場合のそれぞれの年間の減収額を試算したものです。これは、2 階又は 3 階の利用者数をもとに算出したものです。例えば、13ヶ所の駐輪場の 2 階又は 3 階の使用料を月 200 円減額した場合は、年間約 2 千万円の減収となります。したがって、月 200 円の減額でも、使用料引下げの原資と考えていた約 1 千 6 百万円を上回る減収額となりますので、使用料収入だけでは、費用をまかなえなくなってしまう、一般財源である市税を充てることとなってしまいます。

行徳第 1 駐輪場の防水工事につきましては、平成 30 年度だけでは終了せず、平成 31 年度に 5 千 3 百万円、平成 32 年度には、1 階天井部分の塗装も含めて、5 千万円の費用がかかると見込んでおります。また、他にも南行徳第 2 駐輪場の天井部分の修繕や市川第 1 駐輪場の 2 階の 2 段式ラックの入替え等を検討しております。その他の駐輪場につきましても、平均築年数が約 30 年となっており、老朽化が進んでいるため、今後も突発的な修繕が必要となることも想定されます。したがって、平成 31 年度については、使用料の見直しを見送ることとし、今後 5 年程度を見据えた駐輪場の修繕計画を立てて、費用を試算した上で、改めて使用料を改定することができるかどうか検討してまいりたいと考えております。この点につきまして、委員の皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

(高田会長)

只今、市営駐輪場の収支報告と使用料の見直しについてありましたが、この件につきましてご意見がありましたらお願いします。

(増田委員)

平成 29 年度の維持管理の見込額が 6 億 9,000 万円、平成 30 年度の当初予算が 7 億 2,500 万と、平成 29 年度と比較して 3,500 万円アップしていて、行徳第 1 駐輪場の床の防水工事が 2,800 万円で残りの 700 万円の事業とは何か。また、その効果はどのようなものを見込んでいるか。

(小泉主幹)

当初予算となっておりますので、委託料が入札で差額が出たりするものもありますので、それ以外の基本的な費用は大きく変わりませんので、そういったものは今回含めておりません。

(増田委員)

現状、3,500万円アップの考え方とは行徳第1駐輪場の床の防水のみ、2,800万円だがその増減を見込んでのことか。了解しました。

もう1つ質問をします。

今回の床の防水工事で2,800万円、その次が5,300万円、収支の(A) - (B)を見るとギリギリのようですが、今後、改修工事等が出てきた場合、行徳第1駐輪場しか考えられない柔軟性の無い予算に見えるのだが、その点についてどのようにお考えか。

(小泉主幹)

行徳第1駐輪場は雨漏り、一部雨ざらしになっている現状から、まず早急に対応するべきと考えています。その他の駐輪場については、先ほど申し上げたとおり、平均築年数30年ということから順々にやっていかなければと考えていますが、まずは行徳第1駐輪場を最優先と考えており、これを3年計画で見込んでるのが現状です。

(高田会長)

以前にも、2階建ての駐輪場で、2階の方が使いづらいとの声があったことから、これを含め、将来的にどのような課題があるのか整理して、また議論したらいいのではないかと思います。他にありますか。

(鈴木雅斗委員)

私からは、平成28年度の収支、29年度の見込額の4,200万円に関してお聞きします。この4,200万円の収入の黒字に関して、一般財源に組み込まれて使用されたのか、あるいはこの部分を駐輪場関連の事業を目的として税金のように使っているというような形態をほうつつしますが、そのような認識で運用していくのか伺います。

この4200万円の黒字収支に関しても、駐輪場の維持・補修に使われるべきと考えるが見解を伺います。

(小泉主幹)

こちらは一般財源ですので、市の一般会計に入ります。

特定財源にすべきとのことですが、受益者負担の考え方があることですから、使用料に応じた費用あるいは、費用に応じた使用料というように設定すべきですので、収支の均衡を図る意味でも、特定財源とすべきではという考え方はあると思います。

(鈴木雅斗委員)

修繕費がかかる年は使用料収入が下がることがあると、何のための受益者負担化と思う。今後も議論の余地があると考えます。

(高田会長)

他にはございませんか。これから特定財源とすることはできるのですか。

(小泉主幹)

難しいことだと思います。

(鈴木雅斗委員)

かなり難しいことだと思うが、予算折衝の時など交渉の余地はありえるのでは。

(高田会長)

収支が余りにプラスになるのであれば、使用料を下げるといった考え方もありますし、使いやすい施設整備をするのであれば利用者負担を求めると思いますので、そういったものがわかるような資料などがあるとよいと思います。

(小泉主幹)

今後、修繕計画を立て、収支のバランスをしっかりと把握したいと思います。

5. 北千葉道路 環境アセスメント・都市計画の手続き着手について（報告）

(高田会長)

続きまして、資料5の北千葉道路 環境アセスメント・都市計画の手続き着手についてよろしくお願ひします。

(米花主幹)

交通計画課の米花と申します。よろしくお願ひいたします。

次第 5 「北千葉道路について」のご報告をいたします。着座にて失礼いたします。

資料5 - 1をお願ひいたします。

北千葉道路につきましては、千葉県が、本年1月から事業化に向けた、環境アセスメントと都市計画の手続きに着手いたしましたので、ご報告いたします。

道路の概要と検討状況は、前回の本審議会において、ご説明させていただきましたので、1の「北千葉道路の概要」と、2の「検討の状況」につきましては、本日は簡単にご説明いたします。

1. 「北千葉道路の概要」の地図をご覧ください。

北千葉道路は、市川市の堀之内から成田市までの延長約4.3kmの道路で、市川市内の区間は、昭和44年に都市計画決定されています。

4.3kmのうち、市川市から鎌ヶ谷市までの9kmが未事業化区間であるため、千葉県や沿線市から国に、直轄管理区間として早期事業化を図るよう要望しているところでございます。

次に、2. 検討の状況でございます。

早期事業化に向けて、国、県、沿線市で構成される北千葉道路連絡調整会議や、国、県、高速道路会社などで構成される千葉県道路協議会において検討を行っております。

また、これらの検討状況を広く地域の皆様に知っていただくために、千葉県と沿線市で北千葉道路広報ワーキンググループを組織し、本日お配りしております資料5-2の「北千葉道路だより」の発行や、地域の方への情報提供の場としてオープンハウスを開催しております。

次に、3. 「環境アセスメント・都市計画手続き着手について」でございます。

これまでの早期事業化の要望や、検討を受けまして、本年1月16日に、千葉県が、事業化に向けた構想段階の手続きである、環境影響評価法に基づく「計画段階環境配慮書」と都市計画運用指針に基づく「構想段階評価書」を公表し、2月20日まで、縦覧と一般の方からのご意見を受け付け、また、沿線市に意見照会を行いました。

次に、4の計画段階環境配慮書及び構想段階評価書の概要でございます。

位置と規模でございますが、左側の地図をご覧ください。

ルートは、赤い文字で引き出されている市川市の外環道路（仮称）北千葉ジャンクションから船橋市の国道16号までの約1.5kmの現行の都市計画決定区域を基本としたルート案であり、市川市から鎌ヶ谷市までは、自動車専用道路4車線と、一般国道4車線、鎌ヶ谷市から船橋市までは、自動車専用道路4車線としております。

資料5-3をお願いいたします。

計画段階環境配慮書の要約版でございます。

配慮書は、既存に公表されている文献などから、構想段階において想定される環境保全のために配慮をしなければならない事項について検討をしております。

右側一番下の「計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果」をご覧ください。

大気質・騒音、動物、植物、生態系、景観について予測、評価を行っており、大気質・騒音は、一部市街地を通過すること、動物は、タガメやゲンジボタルの一部生息地を通過すること、景観は、大町周辺の森を通過すると予測されることから、それぞれ、影響を与える可能性があると評価されております。

また、植物、生態系は、貴重な種の生育地やまとまって存在する自然環境を回避しているため、

影響は小さいものと評価されております。

これらの評価結果につきましては、今後の環境影響評価などの手続きの中で、現地調査等を行い、更に予測・評価し、環境保全措置を検討していく予定とのことでございます。

裏面をご覧ください。

地図の赤い丸で示された箇所が想定されるルートでございます。

地図の下に記載されている、青の丸や緑で塗りつぶされた丸などが保全に配慮しなければならない対象でございます、地図上に示されております。

これらの保全対象が想定されるルート上にある場合に、影響を与える可能性があると評価されております。

次に、資料 5 - 4 をお願いいたします。構想段階評価書の要約版でございます。

構想段階評価書は、構想段階のルート案などについて都市計画の観点から検討し、その結果をまとめたものです。

右側、黒丸の二つ目、「都市計画に関する評価結果」をご覧ください。

評価結果としましては、(2)「自然的環境の整備又は保全に関する評価結果」におきまして、計画段階環境配慮書と同様に、大気・騒音、動物、景観について影響を与える可能性があるとし、植物、生態系について影響を与える可能性は小さいと評価しています。

なお、これらの各評価項目については、計画段階環境配慮書と同様に、今後の環境影響評価の中で、現地調査を行い、予測・評価し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討することとなっております。

また、(5)「良好な都市環境の保持に関する評価結果」におきましては、評価項目であります「農業的土地利用への影響」で、一団の農地を通過することから、影響が少なからずあるものと評価されております。

この農地への影響については、今後の手続きの中で検討を進めることとなっております。

恐れ入りますが、資料 5 - 1 に戻っていただきまして、「5. 計画段階環境配慮書及び構想段階評価書に対する市川市意見の回答について」をご覧ください。

これらの図書への、本市からの意見でございます。

なお、本市の意見を作成するにあたりましては、庁内の関係課から意見を聴取するとともに、環境審議会と都市計画審議会にご報告し、ご意見を頂いております。

まず、計画段階環境配慮書につきましては、図書の内容は、必要な事項が記載されており、評価の中で影響を及ぼす可能性があるものについては、今後の環境影響評価などの手続きの中で、現地調査等を行い、更に予測・評価し、環境保全措置を検討していくとされていることから、適切と考え、図書に対する意見はなしとしております。

一方で、今後の手続きにおいて、保全対象への影響を回避又は極力低減することや、大町周辺は貴重な緑地空間や景観資源を有する地域であるため、住民や市民団体等への十分な周知を

図ること。

また、方法書以降の手続きでは、適切な予測地点を選定し、市川市環境保全条例で規定されている水質も環境影響評価項目に設定すること。

そして、環境影響評価は、周辺環境の変化などの知見の集積に努め、変化があった場合は適正に配慮し、実施していただくよう要望しております。

構想段階評価書につきましても、配慮書と同様に、図書の内容は適切と考え、意見はなしとしておりますが、今後の道路構造検討などの手続きにあたって、周辺環境への配慮や、沿線市との調整、住民への周知や、住民意見への配慮などを要望しております。

最後に、今後の予定でございます。「6. 今後の予定」をご覧ください。

赤い破線で囲んだ部分が、今回ご説明いたしました、1月から着手した手続きでございます。

次の手続きであります方法書の公表時期は未定ですが、千葉県が、順次手続きを進めていくと伺っております。

今後も、各段階で本審議会にご報告を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

(高田会長)

それでは、ただいまご説明がありましたが、この件に関してご質問・ご意見はありますか。

(増田委員)

資料5-3の裏の地図ですけれども、大町の部分で、重要な動植物、注目すべき生息地と青い丸に該当するのはタガメとかゲンジボタルのことか、あと梨とか、どういうものを想定しているのか。

(米花主幹)

この464と書いてあるまわりの青い丸が、タガメやゲンジボタルがいるということで、過去の文献から調べたもので、現地調査をしたものではないので、現地調査は環境影響評価の中で行っていくこととなります。

(増田委員)

あと、もう1点伺いたいと思います。

資料5-1の今後の予定で、北千葉道路だよりとか、市民の人に情報共有はしていると思うのですが、最終的な市民の周知というか、周辺に住んでいる人の意見を吸い上げるタイミングは決まっているのか、それとも随時やっているという認識なのか。

(米花主幹)

各段階でオープンハウスですとか、そういったものを行っていくと伺っておりまして、あとは手続きの中で住民説明会みたいなものを開催するというお話も伺っておりますので、県の方は丁寧に周辺の方のご意見を聞いていきたいと言っておられますので、適切にやっていただけたと考えております。

(増田委員)

県主導で多分、進められていく話と思いますが、市川市のほうからも早い段階である程度聞いていただけて、感情的な話になってしまうのは違うと思いますので、ある程度県のほうに、市民の意見を吸い上げる形を、一番初めですので、伝えていただきたいと思います。

(高田会長)

他にございませんか。

(青山委員)

だいたい環境の問題だから、まだ道路が出来ていないのだから。この場では違うのではないかと。

(増田委員)

環境審議会に話はきています。大丈夫です。そちらでも話は聞いています。

(高田委員)

この審議会の中でどう扱うかは難しいことですが、ただ報告だけはするということによろしいですか。それではこの件につきましては他に意見がないようですので、次に進めたいと思います。

6. 地方版図柄入りナンバープレートについて (報告)

(高田会長)

それでは次にいきたいと思います。地方版図柄入りナンバープレートについてご報告をお願いします。

(林主幹)

交通計画課の林と申します。地方版図柄入りナンバープレートについてご説明いたします。

はじめに導入申し込みを行った経緯についてでございます。

平成29年5月に国土交通省から、自動車のナンバープレートの更なる活用策として、地域独自の図柄をデザインする「地方版図柄入りナンバープレート」の導入にあわせて、3回目のご当地ナンバーを追加募集することが報道発表されました。

本市では、現在の「習志野ナンバー」から「市川ナンバー」に変わることに及び、図柄入りナンバー

プレートを実現することで、本市の PR や観光振興につながると考え、昨年 9 月に市民に導入意向のアンケートを実施いたしました。その結果、約 7 割の賛成があったことから、1 2 月に導入申込を国に対して行ったものでございます。

次に、恐れ入りますが、お手元に配付しました資料 6、平成 30 年 5 月 22 日付け、国土交通省のプレスリリースをご覧ください。

タイトルは「つけて走って広げよう、地域の魅力」～地方版図柄入りナンバープレートデザイン決定～でございます。

こちらの資料に基づいて、ご説明させていただきます。1 ページをお願いします。

図柄入りナンバープレートとしましては、ラグビーワールドカップとオリンピック・パラリンピックの交付が既に行われていますが、今年の 1 0 月から交付される地方版図柄入りナンバープレートの具体的なデザインが決定されました。

まず、1 の具体的なデザインですが、全国 4 1 地域のうち代表 6 地域の具体的なデザインを例示しております。全てのデザインにつきましては、2 ページ以降に掲載しております。お時間の関係もございまして、のちほどご覧いただけたらと思います。

次に 2 の地域の取り組みへの寄付金の活用についてですが、図柄入りナンバープレートには、寄付金付きのフルカラーと寄付金なしのモノクロの 2 種類があり、千円以上の寄付金によりフルカラー版のナンバープレートが交付され、寄付金の一部は地域に還元され、交通改善や観光振興などに活用される予定となっております。

3 の軽自動車のナンバープレートですが、こちらは恐れ入りますが、6 ページの下段を参考にご覧下さい。軽自動車については、図柄入りナンバープレートに黄色の縁取りが施されることとなっております。なお、事業用は緑色の縁取りが施されます。次に、今後の取り組みとして、新たな地域名表示の追加が示されております。こちらは、同じく 6 ページ上段にある「地域名表示の追加」という図をご覧ください。全国で 1 7 地域が新たなご当地ナンバーとして追加決定され、本市の導入が決定いたしました。県内では、他に、松戸、船橋、市原での導入が決まっています。

最後に、本市のご当地ナンバー及び図柄入りナンバープレートの決定を受け、今後のスケジュールをご説明いたします。恐れ入りますが、9 ページをお願いします。「地方版図柄入りナンバープレートの交付までのスケジュール」をご覧ください。

本市のスケジュールは、一番左側の「自治体」の上段、地域名表示の追加（第 2 弾）、こちらが本市が該当するスケジュールになります。平成 29 年度は、10 月に国に本市の導入意向を表明し、12 月に導入申し込みを行いました。

平成 30 年度の予定としては、夏から秋にかけてデザインの公募と選定を行い、12 月までに国にデザイン案の提出を予定しております。その後、デザイン案が決定されましたら、2 0 2 0 年（平成 3 2）年度中にナンバープレートの交付が開始されることとなります。

以上、地方版図柄入りナンバープレートについて、ご報告いたしました。今後も進捗にあわせてご報告させていただきます。以上でございます。

(高田会長)

ありがとうございました。それではこの件につきまして何かありましたらお願いします。

(増田委員)

市民の方からナンバープレートについてきてますと、オリンピック仕様に拘りのある方がいらっしゃる。今回市川市が進めるものとオリンピック仕様のナンバープレートは関わりあえないのでしょうか。地域の風景や観光資源に限定されるのでしょうか。

(林主幹)

今回の図柄のデザインについてということで、よろしいでしょうか。国の方から導入要綱がきております。市では3つの観点から導入することとしまして、デザインの審査基準は3つありまして、1点目に「見た人の記憶に残り、市川市に興味をもつきっかけとなること」、2点目に「市川市の地域性を表現したもの」、3点目に「自動車ユーザーが愛着や誇りをもてるもの」。こちらの3点を基準に考えて、公募を行う予定でおります。

(増田委員)

オリンピック仕様のものでなく、地方のものということで、関連させることも難しいということですね。それでは2点目の質問ですが、市川市は第2弾とのことですが、第1弾との時期以外で何か違いがあるのでしょうか。

(林主幹)

ご当地ナンバーの第1弾と第2弾は、原則複数市での応募が条件でありましたが、今回の第3弾の導入は、単独市でも登録自動車の数が10万台以上であれば良いという条件になりましたので、市川市の申込ができる条件が整いましたので、導入申込を提出いたしました。

(増田委員)

第3弾とありましたが、第1弾と第2弾が複数市でしょうか。

(林主幹)

ご当地ナンバーとしましては、第3弾となります。第1弾と第2弾は、原則複数市での応募が条件にありましたが、ご当地ナンバーとしては第3弾の導入となります。

(増田委員)

資料の9ページ「地方版図柄入りナンバープレートの交付までのスケジュール」では平成30年の

10月に第1弾交付開始、市川市は平成32年第2弾交付開始とありますが、こちらの第1弾と第2弾のスケジュール以外の違いはあるのでしょうか。

(林主幹)

図柄入りナンバーとしましては、第1弾がすでに全国41地域が行われまして、市川市は図柄入りナンバープレートとしては第2弾となりまして、ご当地としては第3弾になっております。ややこしくて申し訳ないのですが、第1弾の図柄入りナンバープレートというのが、具体的デザインの41地域が第1弾の図柄入りナンバープレートとなっております。

(松丸委員)

寄付金について、市川市が独自に使えるお金ということでよろしいのでしょうか。

(林主幹)

寄付金につきましては、まず寄付金の流れが、自動車ユーザーから交付代行者に納付されまして、交付代行者が指定する公益財団法人に管理・配分が行われ、そこから地域が設立する協議会等に助成金が入ってくる流れとなっております。寄付金の使い道としましては、交通機関の改善や観光振興に役立てるように導入要項に記載されております。

(高田会長)

他にございませんか。それでは図柄入りナンバープレートについては以上となります。最後にその他何か事務局からありますか。

(林主幹)

次回の第2回市川市交通対策審議会の開催につきましては、現在のところ未定ですが、決まり次第委員の皆様にお知らせしたいと思っております。事務局からの報告は以上です。

(高田会長)

委員の方で何かご発言されたいことはありますか。
ないようですので、これをもちまして平成30年度の第1回市川市交通対策審議会を閉会いたします。以上お疲れ様でした。